

大学コンソーシアム関門運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム関門規約（以下「規約」という。）第9条に定める運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、大学コンソーシアム関門の事業運営を円滑に進めるため、次の事項を審議する。

- (1) 規約第3条に定める大学コンソーシアム関門が行う事業の企画・実施に関すること。
- (2) 大学コンソーシアム関門の運営に関する事項。ただし、大学コンソーシアム関門の理事会の専管事項は除く。
- (3) 大学コンソーシアム関門の理事会から諮問された事項。
- (4) その他必要な事項。

(委員構成等)

第3条 運営委員会は、大学コンソーシアム関門の正会員（以下「正会員」という。）である高等教育機関が各々数名ずつ指名する教職員により構成する。

- 2 委員の任期は前項の高等教育機関が各々定める期間とする。

(委員長等)

第4条 運営委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、運営委員会委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(オブザーバー)

第5条 運営委員会は、大学コンソーシアム関門の特別会員その他、関係行政機関等に対し、オブザーバーとして出席を求めることができる。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、正会員全員の賛成をもって決するよう努めなければならない。

ただし、これにより難い場合は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものとする。

(事務局)

第7条 運営委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局は、大学コンソーシアム関門の正会員である高等教育機関が理事会の了承を得て、原則一年度毎に持ち回りにより担当する。

4 事務局は、大学コンソーシアム関門の理事会及び運営委員会の運営に関する業務を行う。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、大学コンソーシアム関門の会長が定める。

付 則

この規程は、平成21年2月20日から施行し、平成20年12月24日に遡って適用する。

付 則

この規程は、平成27年8月13日から施行する。